萬葉集略解

十九下

柳田文庫
文庫11
A 104
29

東京帝國大學圖書

文庫11
A104
29

柳田泉文庫

48 10667

柳田泉文庫

治ヲ治二誤

挽歌一首并短歌

天地之　初時從　宇都曾美能　八十伴男者　大王爾
あめつちのはじめのときゆうつそみのやそともをのをはおほきみに
麻都呂布　物部　定有　官爾之在者　天皇之　命
まつろふもの　さだめる　つかさにあれば　おほきみの　みこと
恐　夷放　國乎治等　足日木　山河阻
かしこみ　ひなさかる　くにを　をさむと　あしひきの　やまかはへなり
風雲爾言者雖通　正不遇　日之黒者　思戀
かぜくもに　ことは　かよへど　たぐふあを　ひのくれなれば　おもひこひ
氣衝居爾　玉桙之　道来人之　傳言爾　吾爾
いきづきをる　たまほこの　みちくる　ひとの　つてごとに　われに
語良久　波之伎餘之　君者比来　宇良佐備氏　嘆息

かくらく、そらこさよ、こゝみハこのごろうらさびて、なげうひ
伊麻須世間之厭家口都良家苦開花毛時爾宇都呂布
いまゝてよのなのうらくつらくさくさなもきてうつろふ
宇都勢美毛無常阿里家利足千根之御母之命何如可毛
うつせゝもつねなくありけりたらちねのみおものみことなふかも
時之波将有乎真鏡　見禮杼母不飽　珠緒之　惜
ゝさしハあらんをまそかゝみれともあうぶたまのをゝさ
盛爾　立霧之　失去如　置露之消去之如　玉
さのゆにたつきものうせぬるごとくおくつゆのけぬるごとくたま
藻成靡許伊臥　逝水之留不得常　狂言哉人之
もなすなびこいふゝゆくみづのとゝめえずとたはことやひとの
云都流　逆言乎人之告都流　梓弧爪　夜音之

宇ヲ守ニ誤

狂ハ狂ノ誤

いひつるはよゝれをひとあつげつるあづさゆみつまひくよとの
遠音爾毛聞者悲彌庭多豆水流涕　留可禰都母
どほとゝにもきけばかなしみにはたづみなるらんとめかねつも
ひなざかるこゝハ都を遠く放れたる鄙といふことなれどこゝろ国と治
とハおもはでの仮国のもてなしとて、治とて治と語る、一ねんよりて改つ風をも、
岩八七夕ニのよ、風雨ハ二つの岸を通てゝ、岩ヲ防人どもの、家風ハ思ひ出ける
ど、又ゝそら約束を使ゝもよみくかくいひて使のもゝ、もゝ、ゝ男ハた
ゝよいつる右大臣の二郎君とゝ、うらさびてゝハ母の喪を無数と云、
うけくつらけくハうくつらくと延りゝ、君の佐ハ命もてよ、ちびさこい
ゝハゝハ死とり、狂ハ狂の語ゝ、逆言の下乎ハ可の語ゝ、ゆふるにお
よゝれゝとゝ、あづさ弓ゝ、岩口梓弓爪引、板彦の遠言ゝ、男の
れゝとゝきくハゝよりれゝよりゝ、遠ゝ男ゝとゝ、こゝハ梓弓爪引と

弓をかく事なるべし、又梓の字なる弧弓別名、又木弓とあれば、
弧の字と用ひ、さらば爪の下引の字を脱せるなるべし

反歌二首

遠音毛君之痛念跡聞都禮婆哭耳所泣相念吾者

さかとみしきみのなげくとさてつれば ねのみなかゆあしおもはれて

痛念ハ義をとりてかくり

世間之無常事者知良牟乎情盡莫丈夫爾之氏

よのなかのつねなきことハさるらんを こころつくすなますらをぶりて

右大伴宿禰家持吊聟南右大臣家藤原二郎之喪慈母患也 五月二十七日

臣豊成拜右大臣ト云ハ二郎ト云ハ吉備ノ

南家之後紀勝宝元年四月以大納言従二位藤原朝

霖雨晴日作歌一首

宇能花乎令腐霖雨之始水逝縁木積成将因兒毛我母

うのはなを くさらしあまの はじめみず ゆきてよるきつみなりてよるこもの

長雨降て卯の花を腐しあまの始水ハ逝て流れよるこもの木ハ逝ハ途の流れ寄るこもといふ

始の字をかき逝ハ誤りて流字もあらんか考べし、こづゑハ末サ、ほりハ

物洲ゝ寄ちまる流汗教是ともよる云の路ゆ、獨見江水浮漂糞怨

根見乎不依作哥とあるを考て、是ゝ俗ゝみとりよハ此法の略ゝ

さゝく四の句すぐハよるといふく序ゝ

見漁夫火光歌一首

鮪衝等海人之燭有伊射里火之保爾可将出吾之下念乎

しびつくとあまのともせるいさりびの ほのにでんわがしたおもひを

しびつくとハ鮪ヲ突ト云ヒ、上ハほとゝきす序の

右二首五月

五屋戸之芽子開爾家理秋風之將吹乎待者伊等遠彌可母

わのやどのさきさきてるなのあさがほのぶうんをまつにかみのも

六月の咲らる萩もれば秋風のふうんハ程遠しとそ、考ハ此も天平十二年六月の作時孫花と芽子の莫紫とを取違への故上大嬢の作られなるべし

右一首六月十五日見芽子早花作之

從京師来贈歌一首并短歌

和多都民能可味能美許等乃美久之宜爾多久波比於伎わたつみのうみのみくしげまたくをひおき氏伊都久等布多麻爾末佐里氏於毛敝里之安我故爾波

ていつくとふたまにまさわておもつてあしあごさにハ安禮騰宇都世美乃與能許等和利等麻須良乎能比於能比於能あれどうつせみのよのことわりとまさらをのひきの麻爾麻爾之奈謝可流古之地乎左之氏波布都多能和我よにまにさなざかるこしぢをさしてはふつたのわの禮爾之欲理於吉都奈美等乎年麻欲比伎於保夫禰能由れにしよりおきつなみとをむまよびそおちぶねのゆ久良由久良耳於毛可宜爾毛得奈民延都都可久古非婆くらゆくらにおもうけにもとなみらつかくこひば意伊豆久安我末氣太志安倍年可母

れいつくあのそけぐしあつむこのも

たくひおきて妹乎こそわさの作ハ妻恋をいつくしをもてかくそ

よねの、まくらぎの引のまくらハ、旅路での仮寝にて寝しまにと
いふ、巻六あるらよみるすかしあれハ、ちえのひきのまくし、とハ、又、ちれ
さゝのみ、はふつての枕詞、和我礼の我濁音なるべきよろし、柯の字なとの
濁れるの、おきへ有ときをむまよびきハ、波のうきのこゝろむぬくちるを
いてとをむけ、いふ詞をきふる、とをむハ、たくむまく、眉の形をいふ下の
面影といふつゞく、おいづくハ老著まく、老著るゞのてえ衛、老て及ぶと
いふ、はなおよびけといつまも先より出る語之、あくんかもハ、嬉んれなく
逢までの命ハ、ね不堪といふ

反歌一首

可久婆可里古非之久志安良婆末蘇可我彌美奴比等吉
奈久安良麻之母能乎
かくばかりこひしくしあらば、まそかゞみみぬひときなくあらましものを

まそかゞみ枕詞、見ぬ日ときなく見ぬ時もなくあらん、人妻と共てハ
ほじ家までおれ居れハ、かくいひ、之久の下志元麿考まし

右二首大伴氏坂上郎女賜女子大嬢也

九月三日宴歌二首　廣繩が家の宴なるべし

許能之具禮伊多久奈布里曽和藝毛故爾美勢牟我多米
爾母美知等里氏牟
このしぐれいたくなふりそ、わぎもこにみせんがためも、もみぢとりてむ
とりてんハ、折取んといふなるべし

右一首掾久米朝臣廣繩作之

安乎爾與之奈良比等美牟登和我世故我之米家牟毛美
知都知爾於知米也母
あをによしならびとみむと、わがせこがしめけんもみぢつちにおちめやも

[illegible]人は出ずして自らといひつゝせこい度絶をさやり

右一首守大伴宿禰家持作之

朝霧之多奈引田為爾鳴鴈乎留得哉吾屋戸能波義

あさぎりのたなびくたゐになくかりをとゞめえんかもわがやどのはぎ

屋の字約を惜しまして、者字の義はとゞめじとよめる歟

奥仲麻呂の宅にゆきしまして、皇后の御歌

皇后のたみづからをさぎのをふるくくとみるなるべしといへ

どゝやはでゆまとゝをこゝにみるふなるべし

右一首歌者幸於吉野宮之時藤原皇后御作但年月未審詳

十月五日河邊朝臣東人傳誦云爾　十月以下十四字、本文の字は屬ふ誤之皆赤人が家の宴るべに傾をしいはるべし

是日木之山黄葉爾四頭久相而将落山道乎公之越麻久

あしびきのやまのもみぢは去づくあひてちらんやおもふきみがこえまく

[illegible]の家は去づくれの雪も[illegible]ふるとよりてこえまくは越ん

とりつもりの

右一首同月十六日餞之朝集使少目秦伊美吉石竹時守大伴宿禰家持作之

餞下之八衍文、月深ふなり、石竹の下之の字

雪日作歌一首

此雪之消遺時爾去来帰奈山橘之實光毛将見

このゆきのけのこるときにいざゆのなやまたちばなのみのてるもこむ

雪けのこるの字をあへてるあしびきの山たちばなをてれつゝこる

いつるたちばな日

右一首十二月大伴宿禰家持作之

北ヲ此ニ誤

大殿之此廻之　雪莫蹈禰　數毛　不零

おほとのゐのそもほのゆきなふみそねたばくもふらざる

雪曾　山耳爾零之雪曾　由采縁勿人哉莫履禰雪者

ゆきぞやまのえにふりしゆきぞゆめよるなひとやふみてねゆき

そもちりはたはの色くもをとゝ　たゞくはたゞこゝ　よるれ人やたちぐ

ゆきなよりをつまそうとゝ

反歌一首

有都都毛御見多麻波牟曾大殿乃此母等保里能雪奈布

美曾禰

ありつゝもみたまはむそおほとのゐのこのかたほのゆきなふみそね

ありつゝをみたまはむとおほとのゐのこのかたほのゆきなふみそね

右二首歌者三形沙彌承贈左大臣藤原北卿之語作誦

万解十九下　六

掾ヲ極ニ誤

之也聞之傳者笠朝臣子君復後傳讀者越中國掾久米

朝臣廣縄是也　北卿ハ房前ノ也北ヲ々本此ヨリ誤元暦本ヨリ

改ル語ノ下作ヲ元暦本ヨリ依ヲ作

天平勝寶三年

新年之初者彌年爾雪蹈平之常如此爾毛我

あらたまのはつはいやとしにゆきふまなとつねかくにもがの

常かくもぶはいやとしにゆきふまなとつねかくにもがの

右一首歌者正月二日守館集宴於時零雪殊多積有四

尺焉即主人大伴宿禰家持作此歌也　積尺有四寸ヨリ

かく誤ルこゝまヨ例ヲ

落雪乎腰爾奈都美氏參来之印毛有香年之初爾

ふるゆきをこしになづみて　まゐきしるしもあるかとしのはつにを

巻十三反歌をこゝにふまづきて、巻ロ巻のあひだをなづきまるさそなど
いろ〳〵祝来〳〵家とゆ、きるしまあるのハさかしきをこうれまく、条高よ
あつを敷〳〵

右一首三日會集今内蔵忌寸縄麻呂之館宴樂時大伴
宿禰家持作之　大の上一本守の家

于時積雪彫成重巖之起奇巧綵發草樹之花属此掾久
米朝臣廣縄作歌一首

奈泥之故波秋咲物乎君宅之雪巖爾左家理家流可毋

なでしこハあきさくものをきみがいへのゆきのいはほにさけりけるかも

雪を巖のめく化ゆそれを草木の花を色どりつくりたるふ
りくかくよめるゝ

遊行女婦蒲生娘子歌一首

雪島巖爾殖有奈泥之故波千世爾開奴可君之榊頭爾

ゆきしまのいはほにうゑたるなでしこハちよにさきぬかきみがかざしに

雪島ハ池の中嶋よりの様なるをいふなり榊ハ坐りうる花を立て
祝くよめるゝ　ものめくハさきさてあれうといふ

于是諸人酒酣更深鶏鳴因此主人内蔵伊美吉縄麻呂
作歌一首

打羽振鶏者鳴等毋如此許零敷雪爾君伊麻左米也毋

うちはぶりとりハなくとも如此かくばかりふりしくゆきにきみいまさめやも

いまさめやしいまさんやゝ

守大伴宿禰家持和歌一首

鳴鶏者彌及鳴杼落雪之千重爾積許曽吾等立可氐禰

なくとりハいやしきなけどふるゆきのちへつあるこそわれたちがてね

[illegible]

太政大臣藤原家之縣犬養命婦奉天皇歌一首　縣犬養

の姓は元正聖武廢帝紀にみえ此天皇いづれをさしたまふ知れ

ずと

天雲寺富呂爾布美安多之鳴神毛今日爾益而可之古家

采也毋

あまぐもをほろにふみあたしなるかもけふのまさりてかしこけめやも

宣去云ほろは古事紀知津雷蹶散をあさゆさたてくるそらごとゆる

[illegible]

といふ、命婦大御前にさぶらひけるをりのうたなるべし

[illegible]

右一首傳誦掾久米朝臣廣縄也

悲傷死妻歌一首　并短歌　作主未詳

天地之神者無可禮也愛　吾妻離流　光神鳴

波多娚嬬携手　共將有等　念之爾情違奴　將言

はたをとめてをづさひともにあらんとおもひしにこころたがひぬいはん

為便將作為便不知爾木綿手次肩爾取掛倭文幣乎手爾

すべせんすべをしらにゆふぐしてかたにとりかけしづぬさをてに

取持而　勿離等　和禮波雖禱巻而寢之　妹之手本者

ばらうとてなさけそとわれはいのれどまきてねしいもがたもとは

雲爾多奈姓久

くもにたなびく

文ヲ父ニ幣ヲ弊ニ誤

なるれやハ[illegible]あるうのこと、[illegible]書さうるハ死と云、光神ハ桃汨、此妻の名
を機娘といひ、[illegible]ものハ言ものもれハ雷の鳴るといふ[illegible]
でけるか古事紀ニ荊幡戸辯、神代紀ニ榊幡千々比賣ちぢひめくと[illegible]
[illegible]ものを[illegible]ちるべきよ[illegible]考よくハ[illegible]、又作[illegible]
[illegible]月のなりもきめくよ[illegible]れハはくの汨まぐかれるまま
[illegible]ハなり[illegible]書さうるといふ[illegible]
むもべ[illegible]の白[illegible]けく[illegible]、本[illegible]
[illegible]の白まで[illegible]書の[illegible]ほどを[illegible]
幣を[illegible]誤く文弊ニ作る、[illegible]
[illegible]を[illegible]集中ニ[illegible]多し

反歌一首

寤爾等念氏之可毛夢耳爾手本巻寢等見者須便奈之

[illegible]ておもひてしもいめのうちにだにまさめとみるハなぐな
和二句ハ神まそてめるもの[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ笑[illegible]
[illegible]改て[illegible]の[illegible]

右二首傳誦遊行女婦蒲生是也

二月三日會集于守館宴作歌一首

君之往若久爾有婆梅柳誰與共可吾縫可牟
きみのゆきさそしさならばうめやなぎたれくとかのぬつがかづらのい
[illegible]ゆきけ[illegible]
ねぐ一つらいづくるかづ[illegible]ハ柳[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

右判官久米朝臣廣縄以正税帳應入京師仍守大伴宿
禰家持作此歌也但越中風土梅花柳絮三月初咲耳

詠霍公鳥歌一首

二上之峯於乃繁爾許毛爾之波霍公鳥待騰未来奈賀受
ふたがみのをのへのしげにこもるらんしばしばきてまてどいまだこなのぶ

許毛の下爾八里の誤なるべし、こもるらんハうとうらんの誤なるべし、先人云、許毛の下里を脱之の下波衍文なるべく、こもるらんこのふしぶしの事なるべし、考十八二上の山さとのるほとゝぎすとゝもなのめ忘ちよさとのせむ

右四月十六日大伴宿禰家持作之

春日祭神之日藤原太后御作歌一首即賜入唐大使藤
原朝臣清河参議従四位下遣唐使

これハ遣唐使の名春日の地にいきて神を祭るゝ日之此時春日ハ所の神社ハいまゝ春日社ハいまゝ春日社ハ二月十一日の祭のゝゝハあるべし、後紀清河贈太政大臣房前第四子也ゝ、天平勝宝二年従四位下藤原朝臣清河を大使として清河唐國に留ること十余

年つとめて唐國に至るゝ久後、古事記参議ゝ之の九字の小字なる後人のさかしらなれバ除べし

大船爾真楫繁貫此吾子乎韓國遣遣伊波敝神多智
おほふねにまかぢしぬきこのあこをからくにやるいはへかみたち

吾子の下乎古本等ハ伊波敝、あゝハ吾子、清河ハ皇后の御子なれ
ハ

大使藤原朝臣清河歌一首

春日野爾伊都久三諸乃梅花榮而在待還来麻泥
かすがのにいつくみむろのうめのはなさかえてありまてかへくるまで

三諸ハ借字なるべし神宮に神といふこと云ふ事ハ
せの梅花の如く榮えてありまてかへくるまでと中
ハ皇后の清河を中

大納言藤原家餞之入唐使等宴日歌一首即主人卿作之

上ノ古二 誤

契沖云此大納言ハ奥名ヲ未考といへり、宣長ハ仲麻呂なるべしといへり、古本即

主人とゝの六字のなかるべし

天雲乃去還奈牟毛能由恵爾念曾吾為流別悲美

あまぐものゆきかへりなんものゆゑにおもひぞわがするわかれかなしみ

雲ハ往来するものなれバ行らせてもものゆゑにハ物ぢやうのこと

民部少輔多治真人土作歌一首　土今本古ニ誤、拾穂本ニ依て

改、続紀天平十二年正月正六位上多治比真人土作ニ従五位下を授よして

此治の下比を脱せり

住吉爾伊都久祝之神言等行得毛来等毛舶波早家無

すみのえにいつくはふりがかみごとゆくともくともふねははやけむ

神言等の等ハもじ みのことゝ又ゆくといへんごとし、是などのなんあるを祈

まうもて祝詞の語のごとく往来すも船はやからんといへる、此宮神ハ海原の

船をも守らせ給ふ也、巻九にもつくしのいづれの神といはバが船もすくはせ母ハ

そやりけむ

大使藤原朝臣清河歌一首

荒玉之年緒長吾念有児等爾可恋月近附奴

あらたまのとしのをながくわがおもへるこらにこふべきつきちかづきぬ

年月も長く見ずしてありし妹にあふべきときのきて之妹を恋すといひても、

妹に恋しくおもひぬべきといへり、是よりおもひをつげぬも、船と共に

時のをでゝ之後下の句のそこさへのさハとゝおもふらしおもひさふ

天平五年贈入唐使歌一首并短歌 作主未詳　大使ハ多治比真

人広成也、巻五巻九にも此時の歌見ゆ、作主をとの四字古本なし

虚見都山跡乃國青丹與之平城京師由忍照難波爾

そらみつやまとのくにあをによしならのみやこゆおしてるなにはに

久太里住吉乃三津爾船能利直渡日入國爾所遣
くだりすみのえのみつにふねのりたゞわたりひのいるくにゝつかはさる
和我勢能君乎懸麻久乃由由志恐伎墨吉乃吾大御神
わがせのきみをかけまくのゆゝしかしこきすみのえのわがおほみかみ
船乃倍爾宇之波伎座船騰毛爾御立座而佐之與良牟
ふなのへにうしはきいましふなどもにみたゝしましてさしよらむ
礒乃崎ゝ許藝波底牟泊ゝ爾荒風浪爾安波世受
いそのさき〴〵こぎはてんとまり〴〵にあらきかぜなみにあはせず
平久率而可敝里麻世毛等能国家爾
たひらけくゐてかへりませもとのくにへに

日の入国ハもろこしをいへりからくにをいふ也皇御国より廣国一つのもろこし
勅書ニ致書日没處天子と有りしハ同事也 巻六 魏書くもゆしかとし

住のえの墨人神社の舳ニ半吐ことよひつきまゐらせん竹のさきましくよりた
まつりし磯のさき〴〵荒き浪風にあはせずて、巻五大伴卿ハ船舳ニ
道引ませとも、大御神たち船の舳ニ領き坐し云々とよめれバこゝも
船の上のことにあらずして舟の舳へ船騰毛ハ船艫へ也てよせハ何
者の大神きてしより又ひきゐゆかせまつるといふこと 巻六 なむや
もくろしたまひね本國部へとあれバこゝもくにへと訓べし、くにへハ國方へ

反歌一首

奥浪邊波莫越君之船許藝可敝里来而津爾泊麻泥
おきつなみへなみなこしそきみがふねこぎかへりきてつにはつるまで

莫越ハ巻廿におきつ浪の弊古祖志良奈美とよめれバ舟の舳を浪ち越すと
はよみてもたゝき越ハ起の誤りて、たちてよせてハなくのりしの

阿倍朝臣老人遣唐時奉母悲別歌一首

忽ヲ勿ニ誤

天雲能曾伎敝能伎波美吾念有伎美爾将別日近成奴
あまくもの そきへのきわみ わがおもふ きみにわかれん ひちかくなりぬ

光三天平の曾久敝能伎波美天地のいきわるまでにとあり、上の歌の年
のをもくわつきるまでの ちかく同きをもて、天地のきわつきるまでと思つる
といふべし

右件歌者傳誦之人越中大目高安倉人種麻呂是也但
年月次者隨聞之時載於此焉

以七月十七日遷任少納言仍作悲別之歌贈貽朝集使
掾久米朝臣廣縄之館二首

既滿六載之期忽値遷替之運於是別舊之悽心中欝結
拭滯之袖何以能旱因作悲歌二首式遺莫忘之志其詞
曰

六累八天平十八年七月ふるくらく、勝宝三年七月ふるる系反六年ふ

陵紀今本心乃比岐ノミ有一本比岐比岐ト有ニシタカヘリ

ひきく、後紀宝字二年の勅ふ、国司交替四年なりしを、六歳と八限とひら
きしかば、ものもおもはれぬ人なるべし、忽を勿ふ誤、
一本ふるくく改

荒玉乃年緒長久相見氏之彼心引将忘也毛
あらたまの としのをながく あひみてし そのこころひき わすれめやも

くろひきハ宣命ニ称徳紀宣命天下改方君乃勅仁在手已可心乃比岐比岐
もかも已可比伎比伎ともあれば引とりまぎれいつり

伊波世野爾秋芽子之努藝馬並始鷹撫大爾不為哉将別
いはせぬに あきはぎしのぎ うまなめて さつとかりをも せずやわかれん

和名抄越中新川郡石勢、ヲヌギハ小入ると、鷹ハ鷹を以てとるふく
多狩ト時八月ちれば小鷹狩と

右八月四日贈之

便附大帳使取八月五日應入京師因此以四日設國厨
之饌於今内蔵伊美吉縄麻呂館餞之于時大伴宿禰家
持作歌一首

之奈謝可流越爾五箇年住々而立別麻久惜初夜可毛

たちなぶるこしにいつとせをみつゝてたちてのちもとこよひのもの

たちなぶる杖用、なの活用ヨ既満六載之期ニ成ル八年ヲ経ルヲイフ、
今ハまさしく五年ヲみつるをいフ、考ヘ合ヘシ、いつとせ
ヲ五年ニ成ルヲイフ

五日平旦上道仍国司次官已下諸僚皆共視送於時射
水郡大領安努君廣島門前之林中預設饌餞之宴于時
大帳使大伴宿禰家持和内蔵伊美吉縄麻呂捧盞之歌
一首　縄麻呂ハ京ニ入ルニ

玉桙之道爾出立往吾者公之事跡手負而之將去

たまぼこのみちにいでたちゆくわれは君がことばを負ひてゆくらむ

前後事跡ハ即家の公ノ事跡ヲ、主人ノ指ス事ヲイフ、
ヲ負ヒテの役務の事跡ヲ、主人ノ指ス事ヲイフ、
云古事記神代各對立而度事戸之時ト云ハ夫婦の交ヲ結ブ儀の
ヲ負ヒテ役務ヲ負ヒ持ツ、越中国ヨリ京ニ上ル時、餞ヲシ人ヲ指シ
別の言ヒ合ハレ事跡ハ敵ノ事ヲイフ、
てゆのむとよめるもこれとおなじ、ヲ負ヒ持ツ
考ヘ

正税帳使掾久米朝臣廣縄事畢退任適遇於越前國掾
大伴宿禰池主之館仍共飲樂也于時久米朝臣廣縄矚
芽子花作歌一首

君之家爾殖有芽子之始花乎折而挿頭奈客別度知

きみがいつまでもあるべきのきつばたをかぎりなくたびわするごとかぎりなくかぎりなく度毎に旅行なれば旅をうらどちといふ

大伴宿禰家持和歌一首

立而居而待登待可禰伊泥氐来之君爾於是相挿頭都流波疑

たちてゐてまてどまちかねいでてこしきみがためにあしかづるはぎ

唐衣の袖をなつかしみ池の波まてば立ちくもるもぎをか

ぎりつまとは

向京路上依興預作侍宴應詔歌一首并短歌

蜻島　山跡國乎　天雲爾　磐舟浮　等毋爾倍爾

あきつしまやまとのくにを　あまくもに　いはふねうかべ　とものへに

真可伊繁賀伊許藝都追國看之勢志氐安毋里麻之掃平

まかいしげかいこぎつつくにみしせしてあをまをはらひたひらげ

千代累彌嗣繼爾　所知来流　天之日繼等神奈我良

ちよかさねいやつぎつぎにしらしくるあまのひつぎとかむながら

吾皇乃　天下治賜者　物乃布能八十友之

わがおほきみのあめのしたをさめたまへばもののふのやそとも

雄乎撫賜　等登能倍賜食國之四方之人乎毋安天左波

をなでたまひとのへたまひをくにのよものひとをもあてさは

受懸賜者　從古昔無利之瑞　多姙未禰久申

ぞめたまへばいにしへゆなかりしたまづ　たゆまねくまをす

多麻比奴手拱而　事無御代等　天地日月等登聞仁

たまひぬたむきてことなきみよとあめつちつきとともに

萬世爾。　記續年曽。　八隅知之。吾大皇。　秋花。

よろづよに。たつるーつぐんぞ。やもとみーしーわがおほきこと。あきのさを。

之我色色爾見賜。　明采多麻比。　酒見附。　榮流

さつがいろ〳〵よみーたまひ。あきらめ〳〵ましひ。さうみづさ。さのゆる

今日之安夜爾貴左

けふ。あやよたふとを

大空を盤旋うべき、神武紀天磐船に乘て飛降る者あり、

余勢ふる彼地必天業を恢弘て、天下光宅をはじーしたまふ、六合

の中心乎、この地洋もハ饒速日といふ。いつる神をかりて、これ天孫

の御子を申をし、國をーせてしたふ豊寿見為今日若とも

しみーせをしるべーみーのーハ法くる神をくーてまーを既多出

あをりハ天降を、安天左波受、宣ぎを、天ハ夫の信をて、あをさいぢを、

光仁紀宣命ふ、孫麻之大臣之家内子等（手母）波布理（ハブリ）不賜（タマハズ）ときこゆると四

じ、はつりたまハぢハはつりうたまハぢ、原氏ハ法むづ、の者ゐ、おくし

あをさをぢ、ろうたをーめ〳〵まふといふこと、全く同じことをいひ、これ

ときうるぐし、瑞古訓みづとよめり、瑞垣、瑞穂、ともかくまにまにかしこ、

これハ紀ふ瑞此云弥（ヲ）図とかく、法のことハ、づーしきこと、祥瑞と

みづ〳〵よまんハるたのり、ときるーと訓ーし、多媛未祢久未、とかきある

語ゆりたびハ度、まねくハ数多ることふ、後紀宣命ふ遍数久と

ときるもたびまねくとよむべーし、たゆがさてハ老ハたゆがさてとれい

ぢ、ん、記ーつぐんぞハ史（ヒト）の記後く、秋の花ハ、時秋ちれハいつるあて、

天のトくさ〳〵のるとのらめ〳〵ふとよせるふ、ときハ其（ガ）之、酒づ

さハ酣酔〳〵本ときの下ふ江の字ふ、削べ〳〵

反歌一首

秋時花種爾有等色別爾見之明良牟流今日之貴左
あきのはなくさ〳〵なれどいろごとにみしあきらむるけふのたふとさ
五の句の末句の字同じ
為壽左大臣橘卿預作歌一首
古昔爾君之三代經仕家利吾大王波七世申禰
いにしへにきみがみよへてつかへけりわがおほきみはなゝよまをさね
諸兄の母夫人縣犬養ハ天武、持統、文武の三代に仕へ奉りしなれば
かくいへり、こゝにハ天皇をさし奉る、さてかくおほきみとハ諸兄をさしていへるにや
葛城王なれバおほきみといへり、諸兄ハ今より七代政事し給
へといはひてよめる也、七ハ數多きをいふ
十月二十二日於左大辨紀飯麻呂朝臣家宴歌三首
續紀天平元年八月從五位下を授、寶字元年六月左京大夫、同月

左大弁とミゆ、贈正三位大人の孫、式部大輔正五位下古麻呂の長子也
手束弓手爾取持而朝獵爾君者立去奴多奈久良能野爾
たつかゆみてにとりもちてあさがりにきみはたゝしぬたなくらのゝに
たつかゆみハ手に握る弓といふなれど、しの棒の弓をいへり、卷十五手束
杖腰にたがねくとよめるも、手に握くつくをいへり、立去一本立之と
ありよしとも、たなぐらハ神名帳山城綴喜郡棚倉神社などよ
久迩京の時の歌とあれバそこなるべし
右一首治部卿船王傳誦之久邇京都時歌未詳作主也
明日香河河戸乎清美後居而戀者京彌遠曾伎奴
あすかがはかはとをきよみおくれゐてこふればみやこいやとほぞきぬ
淨御原より藤原に都遷されし時、飛鳥に留居て、おもふ人などの
便りも遠く來し時、よみてやれるなるべし、河戸を清きは

地のうへ　さのよさをいふのこゝは遠ざかるといふ同じ意なり故の
極くちぢ集中にいつも此詞は退くをこゝ

右一首左中辨中臣朝臣清麻呂傳誦古京時歌也

十月之具禮能常可吾世古河屋戸乃黄葉可落所見

かくなづさ　たぐれの　つねのわがせこがやどのこみぢぢちりぬべくこゆ

たぐれの常のるゝ　なづさふ　ふれば　ふれば

右一首少納言大伴宿禰家持當時矚梨黄葉作此歌也

壬申年之亂平定以後歌二首　天武天皇元年壬申大友皇子

叛たよつるふるそのの乱こ

皇者神爾之座者赤駒之腹婆布田為乎京師跡奈之都

おほきみは　かみにしませば　あかこまの　はらばふたをを　みやことなつ

おほきみは　かみにしませば　あかこまの　はらばふたをを　みやことなつ

右一首大將軍贈右大臣大伴卿作　續紀を考るに大宝元年大納言にて薨贈右大臣なり御行なり

大王者神爾之座者水鳥乃須太久水奴麻乎皇都常成都

おほきみは　かみにしませば　みづとりの　すだくみぬまを　みやことなつ

もゝづたふ　集之　者三　八神　ますらを　なつ

作者未詳

右件二首天平勝寶四年二月二日聞之即載於茲也

閏三月於衛門督大伴古慈悲宿禰家餞之入唐副使同

胡麻呂宿禰等歌二首　續紀天平九年九月從六位上大伴宿禰

枯信備ヨ從五位下と授るゝ　宝亀八年八月大和守從三位大伴宿禰

古慈悲慶しゝゆ、胡麻呂、天平十九年正月正六位上大伴宿禰古麻
呂の後五位下を授ゝ

韓國爾由伎多良波之氏可敝里許牟麻須良多家乎爾美
伎多氏麻都流
からくにゆきたらはして　のつかこむまするたけをにみさたてまつる
たらはしは、ゆきたらはしてとよむべきか

右一首多治比真人鷹主壽副使大伴胡麻呂宿禰也
梳毛見自屋中毛波可自久左麻久良多婢由久伎美乎伊
波布等毛比氏
くしみじやのもちしはのじくをまくらたびゆくきみをいはひて
他氏いまく人のあひさゝる法はいこるハ物の産をうぶで、つゝ掃
を見ぬ〻ゝしてるものゝ産と掃るといめ
今も掃約し法の産と掃るといめ

作主未詳

右件歌傳誦、大伴宿禰村上、同清継等是也

勅後四位上高麗朝臣福信、遣於難波、賜酒肴、入唐使藤
原朝臣清河等御歌　并短歌　巻第天皇の御製、倭の伝は御の
下製の字と脱せり、後紀延暦八年乙酉散位従三位高麗朝臣福信
薨、福信、武蔵国高麗郡人也、

虚見都、山跡乃國波、水上波、地往如久、船上波、床
座如、大神乃、鎮在國曽、四船、船能倍奈良倍、
そらみつやまとのくには、みづのへは、つちゆくごとく、ふねのへは、とこ
座如、大神乃、鎮在國曽、四船、船能倍奈良倍、
をるごとく、おほかみの、いましるくにぞ、よつのふねは、ならべ
平安、早渡来而、還事、奏日爾、相飲
たひらけく、はやわたりきて、かへりごとを、まをさんひに、あひのまん

酒曾斯豊御酒者

ささこのよみきハ

鎮の字古訓しづむとあれどもこゝハ在の字に通へり、いますと訓べき例多けれバこゝもいますと訓り、すべて伊波比数ふるもあり、四船ハ大使副使判官主典の船之事、六節度使ニ酒を賜ふ詔にも、うづの御手もてかきなでぞねぎたまふかへりこむ日ニあひのまん酒ぞ此とよみきハ者

反歌一首

四船早還来等白香著朕裳裾爾鎮而将待

よつのふねはやかへりこととしらかつけわがものすそにいはひてまたむ

巻三奥山の賢木の枝ニ白香付木綿とりつけてとよみて、本注ハ白髪ニ似れバ白からせり、今ハやがてそのしらがを木綿蔓のごとし、著ハ御服(ミケシ)ニ著る事をいへり、しらかのつけものゝまつりごとて木綿蔓を御服ニ著るこまひて御裳まで垂らくおもしまして、裳ニ裔て結んとのたまふ意也、鎮ハしづむると訓て、しづめると垂て用ひ語なれバ鎮字を借れり、翁の説之、宣長云末句ハいはひてまたむと訓べし、その御衣の白香を木綿のごとくして、裳裾ニ垂ハ清浄の為ニ其をたまふべし、又その裳のちそれ白香つけいはひて待んといへるにて、此証ニよるべし、さて白香著の字、大平が考ふるに、宣長説あり、三の字ニ似たるべきさまなきとするまにおくれ、されども此はいまだ集中三所ニ有る皆白香とのみかく、白髪とかけるはなし、されバ白髪のことにてはあらざるべし、白紙のことなるべし、奈良の時より木綿ニかはりて白紙をも切りかけて著たりしなん、されバ白紙と係著る木綿と同じさまなり、ひとつの木綿とハ云なるべし、さてこの清浄の木綿ニハあらで、白紙とも云べし、白紙と

しろがねといふハ白髪の例と同じくして、猶よく考ふべし

右發遣勅使并賜酒樂宴之日月未得詳審也

爲應詔儲作歌一首并短歌

安之比奇能八峯能宇倍能都我能木能伊也繼繼爾松根
あしびきのやつをのうへのつがのきのいやつぎつぎにまつがね
能絶事奈久青丹余志奈良能京師爾萬代爾國所
のたゆることなくあをによしならのみやこによろづよにくにしら
知等安美知之吾大皇乃神奈我良於母保之賣志氐豐
さんとやすみしゝわがおほきみのかんながらおもほしめしてとよ
宴見爲今日者毛能乃布能八十伴雄能島山爾安可
あかりみせすけふはもののふのやそとものをのしまやまにあか
流橘宇受爾指紐解放而千年保伎保伎吉等餘毛之
るたちばなうずにさしひもときさけてちとせほきほきとよもし
恵良恵良爾仕奉乎見之貴左
ゑらゑらにつかへまつるをみるがたふとさ

八峯ハ多くの峯をいふ、集中八つをの椿つら〳〵にとよめり、松根ハ長く遠ひろごれるを云、不絶といはん料に設けたり、見しせしハ此より國看之勢志氐とある同じ、島山ハ禁中御池の中島なるべし、ある橋ハ赤ら橘とよみ、かぶの色紅なるをいふ、うずハまへし、巻十三にあり、雲聚山蔭（スノロニカゲ）といへるうずなり、これによりて、此方も島山に照れる橘宇受にさし仕へまつるハまさへつ見てちとよめり、先人云、ある橘ハ山橘なるべし、山橘漢名平地木、又小青樹と号、古今集栄雅抄に、山橘ハ世俗やぶかうじといふ、髪にさす事、その時山苞にそふる事也と有といへり、猶考べし、紐ときさけて、古しへ禁中までも宴楽の時ハ紐をときもち、祖などせし

さまたけなる、保伎吉、をさ〳〵と手まねいまと中略せる語ハ神功紀
注に、このみきといまをごみきとなるべしとあるに、
まを〳〵をみりこのごとく保枳保枳也と保〳〵保枳くるほ〳〵まつりこ〳〵
みきぞあさぎをせさ〳〵ゆ、言也ゆ、吉の字ハ仁ばかりにハ言の語
ハ古事記倭建命の條ハ、言動為御室楽と云ふ、校考に、恵
良恵良ハ神代紀ハ嘘樂をたらく〳〵例、字ハ嘘同嘘〳〵、
嘘大笑也と云、ハ、不右也奇の條ハ江説二字ハ衍人の加にて

反歌一首

須賣呂伎能御代萬代爾如是許曾見為安伎良目栄立年之葉爾

ちはやぶるかみのみよろよてがに〳〵こそみしあきらめたつとしのはか
らあきらめいとなるらめ〳〵

右二首大伴宿禰家持作之

天皇太后共幸於大納言藤原卿家之日黄葉澤蘭一株拔取令持内侍佐佐貴山君遣賜大納言藤原卿并陪從大夫等御歌一首　家の上卿の家を本ハ殿ハ目録ハ伝ハ補、ハの上製の字ハ校ヒ〳〵ハ、又太后の條ハ〳〵ハ、天皇ハ碁逸太后

光明后ハ澤蘭ハ和名抄云、陶隱居本艸注云、澤蘭和名佐波阿良ミ、亦一云阿加ホ久佐、生澤傍故以名之、式云大和国三十七種、澤蘭十五斤、或人紫ハ孫猪のめ〳〵て、花ハ白く芹のやうなるものを沢蘭といふ、校考に、佐〳〵貴山氏ハ、雄略紀ハ近江狭〳〵城山君といふ、後紀天平十六年八月蒲生郡大領正八位上佐〳〵貴山君親人ハ従五位下を授〳〵ハ、ものも此姓〳〵ゆ

命婦誦曰

此里者継而霜哉置夏野爾吾見之草波毛美知多里家利
このさとハつぎて霜もやおくなつのにとぶみしくさハそみだれつゝ

夏の野ハ草のさかりにあらねとも霜のおくるハ冬とおもふ

右一首

十一月八日在於左大臣橘朝臣宅肆宴歌四首

八御製

余曾能未爾見者有之乎今日見者年爾不忘所念可毋
よそのみにみてハあらしをけふみれハとしにわすれぬおもほえむかも

此家主

たまたゝくあるしをかくおいまして見るをも
たまたゝくハ年月をわたらはとおほへそよりゝ

常陸

常陸なるつくしの山のあるしをのをゝ

右一首太上天皇御歌　聖武天皇

年具良波布伊也之伎屋戸毋大皇之座年等知者玉之可
麻思乎

むぐらはふいやしきやどもおほきみのましますとしをたまのかましを

右十一首左大臣

右一首左大臣橘卿

松影乃清濱邊爾玉敷者君伎麻佐年可清濱邊爾

まつかけのきよきはまへにたましかハきみきますとしかきよはまへに

なにはの江にてのるすれハまことの海士ハあらそ橘の花の香

右一首右大辨藤原八束朝臣

天地爾足之照而吾大皇之伎座婆可毋樂伎小里

あめつちにたらしてうて、わごおほきみとこしきませばのもたぬーさをぶと
とこしきませとは代替ての宮ゐ幸せるすべ小里のいはをそつせさぶのいはゐ
は宮のすをつよ今日天皇の幸ましふまてゐも此里の樂しさとも

右一首廿納言大伴宿禰家持　未奏

二十五日新嘗會肆宴應　詔歌六首　職員令云大嘗謂嘗新穀

以祭神祇也、朝則諸神之相嘗祭夕則供新穀於至尊也、神祇令云、凡大嘗者毎世一年国司行事、以外毎年所司行事、謂所司者在京諸預祭事者也、後ハ御一世ニ一度ノミト大嘗トイヒ、毎年ノミヲ新嘗トイヒ又新嘗トイヒて、わごもと乃ゐ乃ゐ、蜂宴ハ大嘗會ニ奉ぬるあくるヨ蜂臣を召て遊宴し給ふ之

天地與相左可延年等大宮乎都可倍麻都禮婆貴久宇禮之伎

あめつちとあひさかえんとおほみやをつかへまつれば貴くうれしき
之ハ天地と大神世と共ニ榮ゆるとの意ニ成ル
大嘗宮を造ることを仕奉るといふ

右一首大納言巨勢朝臣　奈氏麻呂ハ後紀勝宝五年三月辛未
大納言従二位兼神祇伯造宮卿巨勢朝臣奈氏麻呂薨小治田朝小
徳大海之孫淡海朝中納言大雲比登之子也〻乃伊

天爾波毋五百都綱波布萬代爾國所知年等五百都〻奈
波布

あめにはもいほつなはふよろづよにくにしらすといほつなはふ
天ニ生ものいもハ動物、天ハ禁中をさす、是ハ大嘗宮ニ注連をはふる
をつなぐといつるなり、五百つハ数多をいふ、主従の中ニ多くの意
世ハ御国をしろしめすなり〻弱ハいまれさ、宣長云

天とハ大嘗宮の屋根のあるゝ、上の方をほさて天とゝ、高天原ゝ本
高知とゝ又たくひゝ二の旬ハ宮の上の方を結ひ固めゝ繩とゝ、大
敬祭祀ゝ、綱根ゝあり、神代紀ゝ天日槍宮ゝし以千尋桙繩結為宿
八十紐ゝあり、百八十紐といるゝ、五百つゝいるゝを知一、さて
結固めゝる繩のゝを延といるハ系代ゝ〻の歌ゝ言のゝ延とゝ云
ゝ世ゝるゝといるゝ、元ゝるゝ

似古歌而未詳　後人の入ゝ利ゝ

右一首式部卿石川年足朝臣　後紀天平十一年ゝ出雲守従
五位下ゝ、天ゝ室字六年九月御史大夫正三位兼文部卿神祇伯勲
十二等石川朝臣年足薨時七十五、年足者後岡本朝大臣大紫蘇我
臣年羅志曾孫、平城朝左大弁従三位石足之長子也ゝ云

天地與久萬氏爾萬代爾都可倍麻都良牟黒酒白酒乎

あつたゝひさゝきまでにゝよろづよにつのゝまつらんくるきちゝろさを
大嘗会ゝ黒酒白酒とゝ、ゝるゝ白酒とゝ又ハ常のゝあるゝ酒ゝ里酒ゝ
久ゝ常山の麻と入ゝる酒ゝ又ハ胡麻の粉と入ゝるゝも有ゝ式ゝ要ゝ
仕ゝまつゝ人ゝ酒をゝるゝ者の不

右一首従三位文屋智努麻呂真人　後紀勝宝六年四月従
三位文室真人珍努為播津大夫ゝ云

島山雨照在播宇受爾左之仕奉者卿大夫等
ゝまやまにてれるたちばなうずにさしつゝまつるハまへつぎみたち

よゝ多ゝ安可流橘とゝあれ共ゝ
字多れ共ゝ者ハ為の偽かつゝ之ゝ
の誤ゝ〻つゝよゝつゝまゝ
右一首右大辨藤原八束朝臣

袖垂而伊射吾苑爾賜乃木傳令落梅花見爾

[illegible]

此國守紀貫のるを按く特宴の後諸卿大夫を誘つるこゝろも
づさゐ次の六りてさらる紙こゝにれて心寄うゑ遊びやうゑ
をゝんるをいうんゝて役ゆゝる人、妻沖が江次第廿十新嘗會裝
束次第ゆ舞楽の四角三面ゝ梅柳を植るゝをゝ引うれどわが
そのにゝゝのみてれば[illegible]

右一首大和國守藤原永手朝臣　ゝゝ手を平ゝ偽る、後紀
天平九年九月授六位上より後五位下を授ゝ乃ゝ、宝亀二年己酉
左大臣正一位藤原朝臣永手薨、年五十八奈良朝贈太政大臣房前
之第二子也ゝゝ

足日木乃夜麻之多日影可豆良家流宇倍爾也左良爾梅

手之奴波牟

あしびさのやちたびのけかづらゝゝるうゑゝゝやまゝゝうめをもめゝん

たの茅之、日蔭蔓をとがゝる之女蔭ハ心をする地名れば山下日蔭といふ山
蔭ゝゝよりかづらゝゝるハゝゝかづらうんゝゝかづらさゝゝゝゝゝかづら
ゝゝゝゝいふ詞、そは日蔭うづらゝ色ゝく特宮る侍るゝゝ伊ゝゝゝ梅
を蔭ゝんゝゝゝ

右一首少納言大伴宿禰家持

二十七日林王宅餞之但馬守察使橘奈良麻呂朝臣宴
歌三首　後紀養老三年秋七月始置按察使ゝゝ

能登河乃後者相年之麻之久毋別等伊倍婆可奈久毋在
香

のとがのはのちたゝあはむとまゝくゝいへばかなゝくゝあるの

[illegible]

右一首治部卿船王

立別君我伊麻左婆之奇島能人者和禮自久伊波比氏麻多年

たちわかれ　さらみがいまさば　たまさかに　ひとはなれがくい　そひてまつらむ
いまさば　去まさば　はの略　さらみ　地名　大和一国のみな名なり
はつ、和礼自久、言ちら久ハ之の字まてわれ　なるべし　なのがたて
と同じく、者ちく　同じく　いまさまさ　ふいて

右一首京少進大伴宿禰黒麻呂　於筑紫一本に右京と云

白雪能布里之久山乎越由可年君乎曾毋等奈伊吉能乎

爾念

たらちめの　ふかくやまをこえゆかんきみをぞもとな　おもふ
いまのをとにもふ　なかく　なつかしく　云へ

左大臣換尾云伊伎能乎爾須流然猶喩曰如前誦之也

右一首少納言大伴宿禰家持

五年正月四日於治部少輔石上朝臣宅嗣家宴歌三首

後紀勝宝三年正月正六位下より従五位下を授く　天應元年六月大納言正二位兼式部卿石上朝臣宅嗣薨　贈正二位　宅嗣左大臣従一位麻呂之孫中納言従三位弟麻呂之子也〻〻ゆ

辭繁不相問爾撥花雪爾之乎禮氏宇都呂波牟可毋

ことしげ　あひとはざるに　はなゆきの　しをれてうつろふ　ものを
事繁く　まらうどもあるに　ほどふのそこ

右一首主人石上朝臣宅嗣

梅花開有之中爾布敷責流波戀哉許毋禮留雪乎待等可

うめのさきさけるなかにふゝめるハこひやこもれる雪をまつとかこの

花つゞめる花のことハ客人を待るかのこゝろにて、よく似てきかれず、

ごとくきこえて、ゆゑにまゝ雪をもまちてよしといふ、毋を本爾

二语、活本に依て改つ

右一首中務大輔茨田王　続紀天平十一年正月無位より従五位下を授、十二年従五位上、十九年越中守となれり

新年始爾思共伊牟禮氐乎禮婆宇禮之久母安流可

あたらしきとしのはじめにおもふどちいむれてをればうれしくもあるこの

いは義語まて解てん

右一首大膳大夫道祖王　続紀勝宝八年中務卿従四位上となれり、

二　新田部親王の子也、神代紀岐神此云布那斗能加微とあるく別道祖神なり

れハ去ての例なし

十一日大雪落積尺有二寸因述拙懐歌三首

大宮能内爾毛外爾毛米都良之久布禮留大雪莫蹈禰乎之

おほみやのうちにもとにもめづらしくふれるおほゆきなふみそねをし

跡をきらふれ惜しく

御苑布能竹林爾鶯波之波奈吉爾之乎雪波布利都都

みそのふのたけのはやしにうぐひすはしばなきにしをゆきはふりつゝ

しきりに鳴しをも

鶯能鳴之可伎都爾爾保敝理之梅此雪爾宇都呂布良牟可

うぐひすのなきしかさつまやかちしらめこのゆさふうつろふらむこの

かさつハ垣内ノ

十二日侍於内裏聞千鳥喧作歌一首

河渚爾毋雪波布禮禮之宮乃裏智杼利鳴良之為牟等已

呂奈美

かハまゝもゆきハふれ〳〵しみやのうちにちどりなくらし為んところなミ

ふれ〳〵と子はいあるべくそ侍るべし、宣長ハ之ハ也の誤ならん

ふつ、ふれやハ、ふれ〳〵バやのそこへ、為んなるく、ハ誤よ宣のふれだやハ

ならん為ん為ん、宣長ハ為ん為ん、古訓為牟をもむと訓と

れど、考訓と交てこのよむハひがごとへ、さく実よ宣長ハ為ん為ん

でをく少ゆるをなくをさきよりあり

二月十九日於左大臣橘家宴見攀折柳條歌一首

今年十二月ト有ハ誤

今年十二月と者、日録ふるに十八衍文と見ゆれハ誤なり

青柳乃保都枝與治等理可豆良久波君之屋戸爾之千年

保久等曽

あをやぎのほつえよぢとりかづらくハきみのやどにしちとせをとそ

ほつえとそハ春とそでのそこへ

二十三日依興作歌二首

春野爾霞多奈妣伎宇良悲許許能暮影爾鶯奈久毋

そるのにかすたなびきうらがなしこのゆふかげにうぐひすなくも

うらがなしハ、のゆふかゲハ、春のそこへ

和我屋度能伊佐左村竹布久風能於等能可蘇氣伎許許能

由布敝可毋

わがやどのいさゝむらたけふくかぜのおとのかそけきこのゆふべかも

[illegible]

二十五日作歌一首

宇良宇良宇良爾照流春日爾比婆理安我里情悲毛比登里志
於母倍婆

うらうらにてるはるびにひばりあがりこころのどけしもひとりおもへば

[illegible]

春日遅遅鶯鶏正啼悽惆之意非歌難撥耳仍作此歌式
展締緒但此巻中不偏作者名字徒録年月所處縁起者
皆大伴宿禰家持載作歌詞也 異本左注也

萬葉集巻第十九
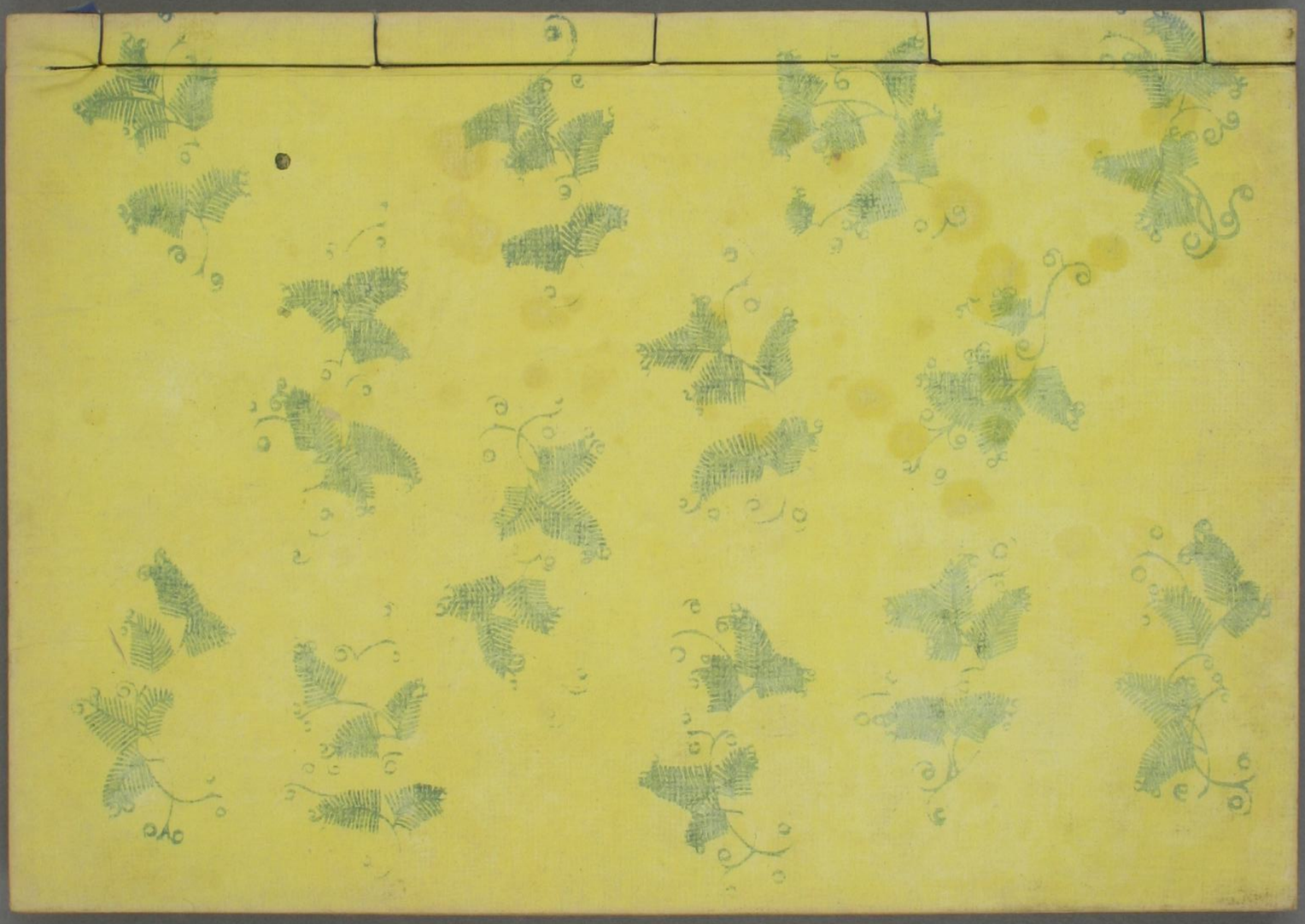
010190519363